

「食」と「農」の大商談会 with いいともあいちブース出展委託業務仕様書

1 業務の目的

名古屋銀行を始めとした金融機関等と愛知県の共催により開催する「第5回あいち・じもと農林漁業成長応援「食」と「農」の大商談会 with いいともあいち」の会場内において、いいともあいち運動を活用して愛知県産農林水産物及びその加工品（以下、「県産農林水産物等」という。）を幅広くPRすることにより販路拡大を図る。

併せて、愛知県産豚肉及びその加工品（以下、「県産豚肉」という。）の消費拡大に取り組むことにより、豚コレラの発生により影響を受けている県内養豚関係事業者等を支援する。

2 概要

「第5回あいち・じもと農林漁業成長応援「食」と「農」の大商談会 with いいともあいち」へのブース出展を通じて、県産農林水産物等のPR及び県産豚肉消費拡大対策を実施する。

(1) 開催時期

2020年3月5日（木） 午前10時から午後4時まで

(2) 開催場所

愛知県国際展示場「Aichi Sky Expo」（ホールB）
常滑市セントレア五丁目10番1号

(3) 主な内容

- ア いいともあいち情報コーナー設置
- イ 商談会出展事業者支援
- ウ 県産豚肉消費拡大PR

3 委託業務内容

(1) いいともあいち情報コーナー設置

本県が誇る全国トップレベルのブランド品目（うなぎ、名古屋コーチン、花き、抹茶、あさりなど）の他、産出額が全国トップレベルの県産農林水産物、ふるさと食品コンテスト上位入賞製品等を効果的にPRする「いいともあいち情報コーナー」を設置すること。

ア 県産農林水産物等を使用した、「見る」、「触れる」、「体験」ができる、体感型ディスプレイ・イベント等を行うこと。

イ 県産農林水産物等を効果的にPRするブースを設置すること（5小間以上）。

ウ PRブースの配置、装飾及び効果的なPRの実施

エ 運営・管理

(ア) 開催時にスタッフを必要な人数、配置すること。

(イ) 設営・撤去を行うこと。

(ウ) 実施に必要な物品の搬出入の手配をすること。

(エ) 会場、主催者との調整、クレーム・トラブルへの対応等の運営管理を行うこと。

また、来場者からの意見等を、必要に応じて随時フィードバックすること。

(2) 出展事業者支援

商談会に出展する事業者等に対して、商談成約に向けた対応方法等の習得を支援すること。

ア 支援対象者の募集・選定

(ア) 出展予定事業者のうち「いいともあいちネットワーク会員事業者」から募集、選定をすること。

なお、支援対象候補となる事業者の情報は食育消費流通課から提供する。

(イ) 支援対象者の決定については、食育消費流通課と協議すること。

イ 支援内容

(ア) 商談会に向けた事前準備に対する支援・指導

(イ) 商談会当日の商談方法に対する支援・指導

(ウ) その他、成約に向けた支援・指導

(3) 県産豚肉消費拡大PR（豚コレラ風評被害対策）

イベントの実施、ブース設置等により、県産豚肉を効果的にPRすること。

ア イベントによる県産豚肉の消費拡大PR

イベントは、料理を切り口として県産豚肉のPRを行うこと。

イ 県産豚肉を効果的にPRするブースを設置すること。

ウ 来場者に対して県産豚肉料理の試食品を提供すること。

なお、使用する県産豚肉の調達先は県と協議すること。

エ 豚肉消費応援グッズを配布すること。

オ 運営・管理

(ア) 開催時にスタッフを必要な人数、配置すること。

(イ) 設営・撤去を行うこと。

(ウ) 実施に必要な物品の搬出入の手配をすること。

(エ) 会場、主催者との調整、クレーム・トラブルへの対応等の運営管理を行うこと。

また、来場者からの意見等を、必要に応じて随時フィードバックすること。

(4) 共通事項

事業の実施にあたっては、第5回あいち・じもと農林漁業成長応援「食」と「農」の大商談会と一体的に開催することを生かして、事業効果を高めるよう努めること。

なお、業務内容の全般について、県と事前に連絡・調整をとり、県と協議したうえで行うこと。また、事業の進捗状況については、随時、食育消費流通課に報告を行うこと。

4 委託業務の対象経費等

委託業務の対象経費は、業務の実施に直接必要となる経費に限るものとする。

5 実績報告書の提出

(1) 提出時期及び提出部数等

委託業務が終了したときは、委託業務実績報告書（成果報告書を含む。）を契約期間内に提出すること。

ア 委託業務実績報告書（A4版、横書き） 2部

イ 委託業務実績報告書の電子データ 1式

ウ その他県が指示したもの

(2) 納入場所

食育消費流通課

(3) その他

委託業務実績報告書は、県と内容を検討の上、作成すること。

6 その他

(1) 受託者は、受託業務の実施に当たり、委託者と密接に連携して事業を実施するものとし、原則として月に一度以上報告及び事業展開について打ち合わせを行うこと。

(2) 作成した成果品の著作権は、原則、愛知県に属することとする。

(3) 受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項、仕様書及び企画提案書に明記していない事項については、県と協議し、県の指示に従わなければならない。

(4) 受託者は、打ち合わせのための資料作成及び議事録等の作成を行い、議事録については打ち合わせ後速やかに食育消費流通課に提出すること。